

動物の輸入届出制度と輸入の現状

Notification system for the importation of animals and current state of importation

おお ぞ ね まこと
大 曾 根 誠
Makoto OZONE

はじめに

昨年9月1日より、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という。）の規定に基づく「動物の輸入届出制度」が開始された。

この制度は、輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防止するためのものであり、輸出国政府機関発行の衛生証明書により輸入動物自体の安全性を確保する（特に野生の齧歯目の動物の輸入を認めない）とともに、届出された情報に基づき、輸入動物に起因する感染症発生時の国内対応を迅速に行うことを目的として導入されたものである。

今回、開始後1年を経過したことから、制度の概要とともに輸入の現状についてお知らせする。

I. 制度導入の背景

日本は世界にまれにみるペット輸入大国であり、財務省貿易月表（税関への申告額が20万円以上の輸入を対象）によると、平成13年には、哺乳類において、家畜などの輸入検疫がなされている動物を除き、実に100万頭以上が公衆衛生上の確認なく輸入されていた（表1）。（ちなみに、哺乳類の輸入量の大多数はハムスターが占めているが、これは、某テレビアニメの影響が大きいと推察されている。また、表1中の「その他の生きている動物」は、そのほとんどが中国からの釣り餌用のゴカイである。）

このようなさなか、平成14年8月、米国CDCより国立感染症研究所に対して緊急通報が発せられ

た。その内容は、米国のプレーリードッグ出荷施設において、野兔病が発生し、大量に死亡しており、感染した疑いのあるプレーリードッグ（287頭）が日本に輸出されているというものだった。日本としては誰が輸入し、どこに販売されたかの情報が把握不能であったことから、米国からの情報を頼りに追跡調査を実施した。その結果（2カ月後）、幸い、感染したプレーリードッグはいないことが判明し、感染の疑いのある人も報告されなかった。

また、平成15年5月には、同じく米国において、天然痘に似た症状の患者（約80人）が発生し、米国CDCの調査によりペットとして飼われていたプレーリードッグから感染したサル痘であり、プレーリードッグはペット動物の流通施設において、アフリカから輸入された野生の齧歯目のアフリカヤマネから感染したものであることが判明した。この時点で、プレーリードッグはペストの危険性から感染症法において輸入禁止動物に指定していたことから、日本への危険性はないと思われていたが、この原因となったアフリカヤマネの一部（17頭）が日本に再輸出されているとの情報が入り、これも米国からの情報を頼りに調査したところ、幸い、すべてが特定され、共食い等により死亡したものを除く2頭について、国立感染症研究所において検査したところ、病原体は検出されなかった。

いずれの事例も米国からの情報に頼り追跡調査ができたところだったが、情報管理のなされていない国からの輸入であれば、輸入後の流通経路がたどれるような情報が入手できないことが露呈された。

こういった事例をも踏まえ、厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会感染症分科会において、

表1 動物種別輸入状況

動 物 種	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
哺乳類	1,189,053	854,202	611,852	488,742	380,184
霊長類	6,941	5,171	3,584	8,709	5,954
鯨目および海牛目			2	2	0
食肉目	37,612	33,091	29,313	24,084	20,940
犬	5,547	4,948	6,411	6,455	
フェレット	31,583	27,418	22,069	16,885	16,100
その他のもの	482	725	833	744	4,840
ウサギ目	729	2,516	9,921	28,538	13,316
翼手目	2	153	12	0	0
オオコウモリ科のもの	0	0	0	0	0
その他のもの	2	153	12	0	0
齧歯目	1,142,256	752,185	600,858	424,979	338,301
ハムスター	1,005,488	678,793	514,203	355,121	268,466
モルモット	1,275	1,263	390	290	400
プレーリードッグ	13,407	11,473	1,107	0	
チンチラ	3,314	3,116	1,351	806	278
リス	67,066	57,540	37,919	30,588	32,631
ラット			6,348	6,353	7,053
マウス			28,132	25,945	23,548
その他のもの	51,706	51,373	11,408	5,876	5,925
その他の哺乳類	1,513	9,713	2,644	2,430	1,673
哺乳類以外の動物	781,521,400				
鳥類		168,313	121,114	63,312	71,119
猛禽類		3,873	3,179	1,920	1,568
オウム目		27,169	11,062	8,541	11,763
ハト目		3,638	4,606	3,829	4,221
その他の鳥類		133,633	102,267	49,022	53,567
は虫類		879,157	713,415	752,354	798,155
カメ目		740,831	635,541	704,993	758,496
ワニ目					578
有鱗目					34,673
トカゲ亜目					22,683
その他のもの					11,990
その他のは虫類		138,326	77,874	47,361	4,408
両生類		11,587	28,912	19,201	7,827
無尾目					6,767
有尾目					1,060
その他の両生類					0
昆虫類					28,693,441
その他の生きている動物		487,723,860	546,602,960	646,165,017	743,951,045

資料：財務省貿易月表（申告額 20 万円以上）

単位：頭、羽、匹

注：「その他の生きている動物」とは、昆虫等であって、魚、甲殻類、軟体動物、水生の脊椎動物、培養微生物以外の生きた動物

次ページのような提言が出され、平成 15 年 10 月に感染症法が改正され、「動物の輸入届出制度」に関する規定が新たに設けられた。

なお、感染症法における輸入動物対策としては、この制度のほか、輸入禁止動物（イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ、サル）を定めている。なお、サルに

ついては、一部地域のものについて、試験研究用又は展示用に限り検疫の実施により輸入を認めている。また、イヌ、ネコ、アライグマ、キツネ、スカンクについては、狂犬病予防法の規定に基づき輸入検疫がなされている。その他、家畜伝染病予防法の対象動物を含め、これらの動物については、本制度による届出の対象となっていない。

感染症対策の見直しについて（提言）

平成 15 年 8 月 21 日
厚生科学審議会感染症分科会

○動物に対する輸入届出制度の創設

現在、我が国は、世界各地から多種・膨大な野生動物等を家庭用のペット等として輸入しているが、感染症法の施行以降、海外においては、ウエストナイル熱やトリ型インフルエンザ、サル痘など動物由来の感染症が次々に発生している。

現在、感染症法及び狂犬病予防法において、サル（エボラ出血熱）、プレーリードッグ（ペスト）、イタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン（SARS）、イヌ・ネコ・キツネ・スカンク・アライグマ（狂犬病）については、輸入禁止又は検疫の措置を実施しているが、これら以外の動物は、公衆衛生上の安全性が不明な状態で輸入されている。

海外からの病原体の侵入を防止するため、感染症法に基づき輸入禁止又は検疫を実施することは可能だが、①輸入量が膨大（哺乳類と鳥類だけで約 100 万匹）であり、かつ動物の種類も多く、全ての動物に対し検疫を行うことは物理的に不可能であること、②ペットの流通ルートが複雑多岐であり、問題が発生してから感染経路を把握するのは非常に困難であること、③大部分の動物が航空機により 1～2 日で輸入されている実態があること、等を踏まえると、海外で感染症の発生があつてから輸入禁止又は検疫を実施する方法だけでは、対応が遅れるおそれがある。

また、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約（OIE 規約）でも、感染症のまん延を国際的に防止する観点から、輸入国は動物由来感染症の原因となる動物について国際獣医証明書の提出を要求すべきである、としている。

このため、動物（哺乳類及び鳥類。家畜を除く。）の輸入について、現行の輸入禁止及び検疫の措置に加え、輸出国で衛生管理を行い感染症の臨床症状がなかった旨の衛生証明書の添付や数量等の届出を義務付ける輸入届出制度を創設すべきである。

なお、我が国では、ペットの餌用などにねずみ等の動物の死体を輸入しているが、動物の死体についても、感染症を媒介するおそれがあることから、新たに設ける輸入届出制度等の対象とすべきである。

Ⅱ. 届出の概要

詳細については次のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

1. 届出対象動物

生きた齧歯目、ウサギ目（ナキウサギ科に限る。以下、同じ。）およびその他の陸生哺乳類、生きた鳥類、齧歯目およびウサギ目の死体であつて、狂犬病予防法および家畜伝染病予防法の検疫対象動物を除くものとしている。

商業用、試験研究用に輸入するもののみならず、個人のペットなどすべてが届出の対象となる。

2 届出先

輸入の都度、日本への到着後遅滞なく、税関申告の前に、到着港を管轄する厚生労働省検疫所に届出する。

3. 届出に必要なもの

届出書（2 通）、輸出国政府機関発行の衛生証明書、船荷証券又は航空運送状の写し、届出者の身元確認のための書類（個人の場合は、旅券、パスポートなどのコピーと原本の提示、または印鑑登録証明書など。法人の場合は、法人の登記事項証明書および代表者の印鑑登録証明書など。）を提出する。な

お、高度な衛生管理のなされた齧歯目（実験動物）については、微生物検査結果書についても提出が必要となる。

4. 検疫所届出窓口における審査

届出書類に不備がないことを確認した後、届出書の 1 通に届出受理印を押印し、届出受理証として交付する。その後、届出者は、税関に届出受理証を提出し、通関手続に入ることになる。

5. 届出内容の不備または不受理時の対応

届出内容に不備がある場合、当該動物は、不備事項が改善されるまでの間、保税地区において留め置かれる。また、届出内容が法令に適合しない場合、届出者に対して、当該動物を衛生的観点から適正に処理するよう指示する。この場合、届出者は、自らまたは他者に委託して適正な処理（輸出国あるいは第三国への積戻し、殺処分等）を行わなければならない。

6. 衛生証明書において必要な証明内容

証明内容は輸入しようとする動物により異なり、その詳細については、表 2 のとおり。

7. 検疫所届出窓口における事前確認

届出窓口においては、届出受理証の迅速かつ円滑な交付、届出内容の不備による届出動物の処理の未然防止を目的として、届出予定書類の事前確認を実施している。特に、輸出国政府機関が発行した（する予定）の衛生証明書の事前確認は重要であり、届

表2 動物毎に必要な証明内容

対 象	感染症	証明内容
哺乳類に属する動物（細菌目に属する動物を除く）	狂犬病	1 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 2 次のいずれかに該当すること。 (1) 狂犬病の発生していない地域として厚生労働大臣の指定する地域（以下、「指定地域」という。補足3参照）で、過去6月間又は出生若しくは捕獲以来保管されていたこと。 (2) 指定地域以外の地域で、過去12月間狂犬病が発生していない保管施設（補足1参照）において、過去12月間又は出生以来保管されていたこと。 (3) 指定地域以外の地域で、検疫施設（補足1参照）において、過去6月間又は出生以来係留されていたこと。 (4) 指定地域以外の地域から指定地域に輸入されたもので、当該輸入の際に(2)又は(3)のいずれかに該当することが確認され、かつ、当該輸入以来指定地域で保管されていたこと。
うさぎ目（なきうさぎ科）の動物	野兔病	1 輸出の際に、野兔病の臨床症状を示していないこと。 2 過去12月間野兔病が発生していない保管施設において、過去12月間又は出生以来保管されていたこと。 3 マダニの駆除を受けたこと。 4 検疫施設において、過去15日間又は出生以来係留されていたこと。
齧歯目に属する動物	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	1 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 2 過去12月間に左欄に定める感染症が発生していない保管施設（厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関の指定したものに限る。補足2参照）において、出生以来保管されていたこと。
齧歯目に属する動物（高度な衛生管理がなされたものであって、厚生労働大臣が定める材質及び形状に適合する容器に入れられているものに限る。補足5参照）	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	1 齧歯目に属する動物が次のいずれにも該当する保管施設において、他の区域から隔離され、当該齧歯目に属する動物以外の動物が存在しない場所ですて出生以来保管されていたこと。 (1) 獣医師その他の関係者から構成される協議会の監督を受けて飼養管理（当該齧歯目に属する動物及びその繁殖、出荷、死亡等に関する情報の管理を含む。）及び衛生管理が行われていること。 (2) 動物の侵入を防止するための措置が講じられていること。 (3) 動物が当該施設に持ち込まれる際に、感染性の疾病の病原体に汚染されていないことについての確認が行われ、動物を介して人に感染するおそれのある疾病の病原体の侵入が防止されていること。 (4) 施設内の動物に対し、感染性の疾病の病原体の有無に定期的に行われていること。 (5) 帳簿を備え付けて当該齧歯目に属する動物の飼養管理及び衛生管理に関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存していること。 2 出生以来、感染性の疾病の病原体を用いた実験の用に供されていないこと及び当該実験の用に供された動物と接触していないこと。
齧歯目に属する動物の死体	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	過去12月間左欄に定める感染症が発生していない保管施設（厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関の感染感染したものに限る。補足2参照）において出生以来保管されていた齧歯目に属する動物の死体であること。
うさぎ目（なきうさぎ科）に属する動物の死体	野兔病	下記1～3のいずれも満たしたうさぎ目なきうさぎに属する動物の死体であること。 1 過去12月間野兔病が発生していない保管施設において、過去12月間又は出生以来保管されていたこと。 2 マダニの駆除を受けたこと。 3 検疫施設において、過去15日間又は出生以来係留されていたこと。
齧歯目に属する動物のホルマリン標本またはエタノール標本（ホルマリン又はエタノールのいずれかの溶液中に密封された状態のもの）	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	1 輸出の際に、ホルムアルデヒド溶液（濃度が3.5重量パーセント以上のものに限る。）又はエタノール溶液（濃度が70重量パーセント以上のものに限る。）のいずれかの溶液中に浸漬し、中心まで浸透させたものであること。 2 輸出の際に、密封容器（日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。）に当該溶液とともに入れられたものであること。

出動物を航空機に搭載する前に、荷送人等から事前に FAX で取り寄せ、不備事項がないかの確認を受ける必要がある。

Ⅲ. 実際の輸入動物の流れ

1. 輸出国側

例 1) ペット用の齧歯目（ハムスター、モルモットなど）

これらの動物を輸入するためには、まず、表 2 の齧歯目の動物の記載にあるよう、輸出国の繁殖施設（保管施設）が厚生労働大臣の定める基準に適合しているとして、輸出国政府機関によって確認されている必要がある。（輸出国政府から連絡のあった施設のリストは、上述のウェブサイト参照。）

ハムスターの場合、通常、3～5 週齢になるまで繁殖・保管されている（写真 1）。輸出の要請があるとオス、メスを分別して輸送箱に梱包する（写真 2）。なお、輸送箱は、通常、国際航空運送協会（IATA）の Live Animal Regulations の規定に合うものが使用されている。梱包された動物は空港の保税上屋に搬送され（写真 3）、航空機に搭載される。

この時点までに輸出国政府機関発行の衛生証明書を手入手する必要がある、このタイミングは輸出国によって異なっている。例えば、オランダの場合は、繁殖施設を管轄する政府機関が担当しており、施設での梱包の時点で発行され、韓国の場合は、空港を管轄する政府機関が担当しており、航空機への搭載直前に発行される。（輸出国政府から連絡のあった衛生証明書のひな形については、上述のウェブサイトを参照。）

例 2) 高度な衛生管理のなされた齧歯目（遺伝子改変マウス等の実験用の齧歯目）

これらの動物を輸入する場合は、表 2 中の例 1 と同じ衛生証明書を手入手する場合と、高度な衛生管理のなされた齧歯目に関する衛生証明書を手入手の場合とにより輸入までの流れが異なる。実験用の齧歯目の輸出実績のあるほとんどの国では、後者の衛生証明書が発行されるが、そもそも衛生要件を満たさない場合や、一部の国では、前者の衛生証明書が発行される。また、後者の場合は、写真 4 のような耐

水性があり容易に開閉のできない、換気用のフィルターの組み込まれた容器に動物が入れられていなければならない。

衛生証明書の入手方法として、輸入量の最も多い米国の場合は例外的であるので、その流れを説明する。

遺伝子改変マウス等の場合、SPF（Specific Pathogen Free）管理されているので、日本の研究者は、米国の研究者からこれらの動物の提供を受ける場合、通常、定期的実施されている微生物モニタリング検査の結果書を事前に送付してもらい、自身の施設の受け入れ基準に適合しているかを確認し、問題ないと判断された場合に輸入の手续に取りかかっている。なお、このモニタリング成績書は届出の際に必要となる。

この作業と並行して、米国の研究者に対して、米国農務省（USDA）発行の衛生証明書を手入手するよう依頼する。USDA 発行の衛生証明書の様式は、当方のウェブサイトはもとより、USDA のウェブサイトからも手入手できる（<http://www.aphis.usda.gov/NCIE/iregs/animals/ja.html>）。米国の研究者の所属する施設の責任のある者は、この様式中の必要事項について記載し、各州にある USDA の事務所（http://www.aphis.usda.gov/vs/area_offices.htm）に書類を送付する。この書類は、州事務所の獣医官によりサインされ、上書き（endorsement）されることにより USDA 発行の衛生証明書となり、返送される。この発行作業には余裕をみて 2 週間が必要である。

USDA の州事務所から返送された衛生証明書と動物を航空機に搭載することになる。ちなみに、衛生証明書は希に紛失する場合があるので、慎重な輸入者は副本を別の輸送専門の航空機に搭載している場合がある。

なお、多くの研究者は、日本到着後の手続を含め、一連の輸入手配を代行業者（courier）に委託していることが多い。

2. 日本到着後

航空機が日本に到着すると、動物は、最初に積み下ろされ、通常、AVI 室と呼ばれる空調の完備された動物専用の保税上屋の保管庫に搬送される。この時点で、届出者（あるいは代理人である通関業者）



写真1 ハムスターの繁殖風景



写真2 ハムスターの輸送箱



写真3 輸出国の保税上屋



写真4 実験用マウスの輸送箱

は、輸送中の事故の有無を確認し、届出書の記載事項を完成させ、航空運送状の写し、本人の身元確認のための書類、通常、同じ航空機に搭載される衛生証明書を添付して、検疫所の届出窓口に提出することになる。事前に届出内容の確認を受けていた場合は、数分間で審査が終了し、届出受理証が交付される。その後、税関における審査を受け、国内に持ち込むこととなる。

Ⅳ. 動物の輸入状況

平成17年9月～平成18年8月までの輸入状況は表3のようになっている。1つの届出は動物種ごとになされているので、1年間で延べ約5千種、300万個体が輸入された。このうち、齧歯目の死体を除くと、生きた哺乳類および鳥類として62万個体が

輸入された。

財務省の貿易月表は、税関での申告額が20万円以上のものが計上されていることから、すべての輸入量が反映されているものではないが、これを用いて制度開始前（平成16年）の輸入状況と比較すると、哺乳類では大きな変化はなく、鳥類では台湾および韓国が高病原性鳥インフルエンザの清浄国となったことから輸入量が増加している。なお、鳥類の輸入に際しては、高病原性鳥インフルエンザの発生状況の情報収集は重要である。この発生は突発的であり、急遽、輸入作業を停止させた事例、到着後に殺処分を実施した事例があった。近隣国で発生がある場合などは、大きなリスクを伴うことから、輸入計画を見合わせるべきと考える。

わが国の輸入量が多い国は、哺乳類では、オランダ、韓国、台湾、チェコ、米国の順、鳥類では、台

湾、韓国、ベルギー、オランダ、シンガポールの順であった。

<哺乳類>

有袋目…ペット用のフクロモモンガ、ワラビーなどが輸入された。フクロモモンガの輸入量が増加しており、これは、外来生物法においてタイリクモモンガが規制対象となったためと考えられる。

貧歯目…展示用のナマケモノが輸入された。

食虫目…ペット用のハリネズミが輸入された。

食肉目…ペット用のフェレットがほとんどであり、展示用の大型のネコ科動物、サーカス用のクマなどが輸入された。

長鼻目…展示用のゾウが輸入された。

管歯目…展示用のツチブタが輸入された。

表3 平成17年9月～平成18年8月までの1年間の届出状況

		届出件数	届出数量	輸出国数	上位3カ国
哺乳類		2,201	511,348	29	オランダ(129,600) 韓国(126,619) 台湾(114,093)
内 訳	単孔目	0	0	0	
	有袋目	31	1,246	5	インドネシア(700) タイ(233) 米国(187)
	貧歯目	3	8	1	オランダ(8)
	食虫目	10	619	3	タイ(284) カナダ(194) 米国(141)
	ツパイ目	0	0	0	
	皮翼目	0	0	0	
	食肉目	304	16,214	16	米国(12,428) ニュージーランド(2,827) カナダ(793)
	長鼻目	1	2	1	タイ(2)
	奇蹄目	0	0	0	
	ハイラックス目	0	0	0	
	管歯目	2	2	1	タンザニア(2)
	齧歯目	1,850	493,257	21	オランダ(129,521) 韓国(126,619) 台湾(114,093)
	うちリス科	108	33,015	2	中国(32,934) オランダ(81)
	うちハムスター	737	411,881	5	オランダ(123,335) 韓国(126,550) 台湾(109,056)
	うちラット	75	6,366	6	米国(5,928) 英国(357) スイス(32)
	うちマウス	484	26,162	19	米国(24,380) チェコ(755) フランス(214)
	うちモルモット	252	7,876	6	台湾(4,764) オランダ(2,082) チェコ(558)
	ウサギ目	0	0	0	
	ハネジネズミ目	0	0	0	
鳥類		3,147	112,986	23	台湾(85,180) ベルギー(8,496) 韓国(8,183)
内 訳	ダチョウ目	0	0	0	
	シギダチョウ目	0	0	0	
	ミズナギドリ目	0	0	0	
	ペンギン目	4	18	4	ニュージーランド(6) アルゼンチン(6) 韓国(3) フィリピン(3)
	アビ目	0	0	0	
	カイツブリ目	0	0	0	
	ペリカン目	0	0	0	
	コウノトリ目	0	0	0	
	フラミンゴ目	1	6	1	キューバ(6)
	タカ目	78	282	7	英国(240) カナダ(13) ウクライナ(11)
	キジ目	49	990	3	台湾(789) ベルギー(171) オランダ(30)
	ツル目	0	0	0	
	チドリ目	1	6	1	ガーナ(6)
	ハト目	236	7,247	8	ベルギー(5,745) 台湾(1,030) オランダ(198)
	オウム目	1,768	29,554	16	台湾(23,106) シンガポール(2,004) オランダ(1,786)
	ツメバケイ目	0	0	0	
	カッコウ目	3	105	1	ガーナ(105)
	フクロウ目	87	237	4	英国(189) オランダ(37) ベルギー(7)
	ヨタカ目	0	0	0	
	アマツバメ目	0	0	0	
	ネズミドリ目	0	0	0	
	キヌバネドリ目	0	0	0	
	ブッポウソウ目	5	21	2	シンガポール(19) オランダ(2)
	キツツキ目	12	69	4	シンガポール(28) アルゼンチン(28) スリナム(11)
	スズメ目	903	74,451	9	台湾(60,255) 韓国(8,170) タンザニア(2,440)
死体		9	2,329,149	2	中国(2,329,140) 米国(9)
内 訳	齧歯目の死体	9	2,329,149	2	中国(2,329,140) 米国(9)
	ウサギ目の死体	0	0	0	

齧歯目…ペット用のハムスター、リス、モルモット、実験用のマウス、ラットが輸入された。哺乳類の輸入量の96%を占めており、さらにハムスターに限れば、81%となっている。ハムスターの輸入量は平成13年と比較すると1/3に減少している。また、その輸入国にも変化があり、平成16年までは、オランダ、チェコが主体であったのに対し、韓国および台湾からの輸入量が増加している。マウスは、そのほとんどが遺伝子改変マウスなどの実験用のものであり、多くの国から輸入されているが、米国が93%を占めている。

<鳥類>

ペンギン目…展示用のペンギンが輸入された。

フラミンゴ目…展示用のフラミンゴが輸入された。

タカ目…ペット用のハヤブサ、ノスリ、オオタカなどが輸入された。

キジ目…ペット用のウズラなどが輸入された。

チドリ目…レンカクが輸入された。

ハト目…レース用のカワラバト、ペット用のウスユキバトが輸入された。

オウム目…ペット用、展示用の多品種のオウム、インコが輸入された。多くの国から輸入されているが、台湾からの輸入量が急増している。

カッコウ目…ペット用のエボシドリが輸入された。

フクロウ目…ペット用の多品種のフクロウが輸入された。

ブッポウソウ目…展示用のサイチョウなどが輸入された。

キツキ目…ペット用のオオハシなどが輸入された。

スズメ目…ペット用のブンチョウ、コシジロキンパラ、キンカチョウなどの小鳥が輸入された。鳥類の輸入量の2/3を占めている。台湾からの輸入量が急増している。なお、昭和40年代のブンチョウ、ジュウシマツ等の飼育ブームでは、年間100万羽が輸入されていたとの話もある。

<死体>

齧歯目の死体…猛禽類、ハ虫類などの餌用の冷凍マウス、ラットなどが輸入された。

おわりに

近年、SARSや高病原性鳥インフルエンザなどの

動物が病原体を保有して人への感染源となる新興・再興感染症が世界各国で発生し、その対策が世界的に急務となっている。海外では、大陸を中心として、さまざまな動物由来感染症に感染する患者が多数報告されており、死亡者数も少なくない。例えば、狂犬病は犬のみならず、人を含むすべての哺乳類に感染し、世界では毎年3万5千～5万人が死亡している。日本は島国であることから、幸いにも水際対策を適切に実施することにより海外からの動物由来感染症を阻止することができる。この「動物の輸入届出制度」は、感染症を日本に持ち込むおそれのある動物について、輸出国において適切な衛生管理がなされた動物を輸入することにより、人に重大な被害を与える感染症を防止するとともに、仮に国内で輸入動物が原因となる感染症が発生した際に追跡調査ができるよう届出者の身元確認を充実させている。実際、昨年秋には、英国において南米のある国から輸入された鳥類で高病原性鳥インフルエンザが確認され、英国政府から同一の航空機に搭載された鳥類が日本にも輸出されているとの情報を得て、追跡調査を実施し問題ないことを確認している（なお、英国での発生事例は、南米からの鳥類が原因でなく、中国から台湾に密輸され、さらに英国に輸出された鳥類が原因と推察されている）。

現在は、輸出国政府機関が発行する衛生証明書の信頼性を確保するために、齧歯目等の動物の保管施設の現地調査、輸入後の動物についての病原体モニタリング調査を実施している。

制度開始直後は、個人が手荷物として持ち込んだペット（あるいは販売を目的として少量持ち込んだ動物）について、届出の要件を満たさず、不幸にも殺処分となった事例があったが、現在では、検疫所、在外公館、航空会社や旅行会社などの協力により、この制度の周知が図られ、円滑な運用がなされている。また、実験用のマウス、ラットについても、施行前に輸入が滞るのではないかと心配をいただいたところであるが、先生方および輸入代行業者のご理解、ご協力により順調に輸入がなされている。ご協力いただいている関係者の方々にお礼申し上げますとともに、引き続き、輸入動物を原因とする感染症発生 of 未然防止に努めてまいりたい。